

# 精神障害者の住まい支援 その現状と課題

---

日本社会事業大学 専門職大学院

准教授 曾根 直樹

# 精神障害者の住まい支援の現状 ①

## 精神保健福祉の動向

厚生労働省行政説明資料と元に作成

# 「精神障害」とは？

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

### 第五条 (定義)

この法律で「精神障害者」とは

- ・統合失調症
- ・精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- ・知的障害
- ・精神病質(パーソナリティー障害等)
- ・その他の精神疾患(神経症:恐怖症、強迫性障害、不安障害、解離性障害、摂食障害等)

を有する者をいう。

# 障害者の数

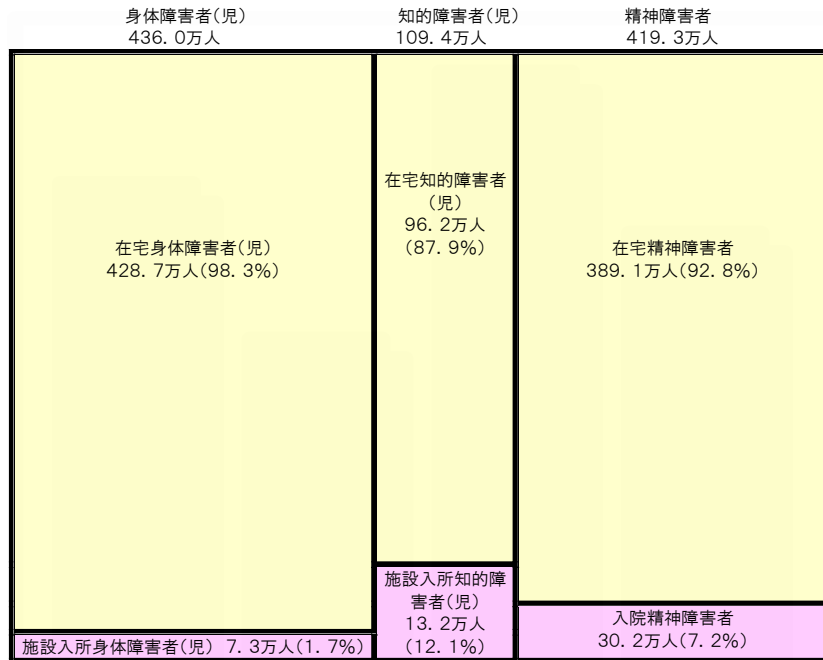
- 障害者の総数は964.7万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

## (在宅・施設別)

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)

うち在宅 914.0万人(94.7%)

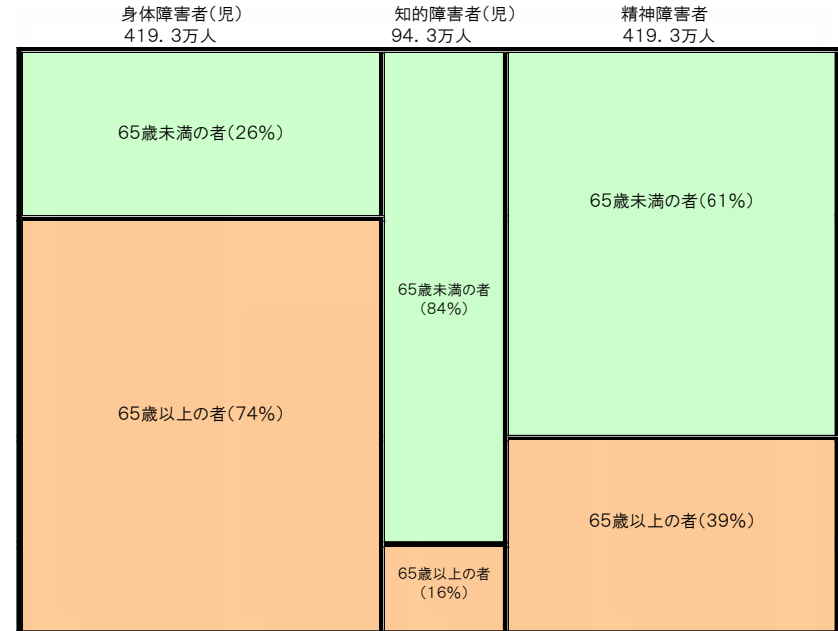
うち施設入所 50.7万人(5.3%)



## (年齢別)

65歳未満 48%

65歳以上 52%



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成30年(施設)の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。年齢別の身体障害者(児)、知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。

※身体障害者(児)及び知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持者、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

# これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書

(平成29年2月8日)

## 1. 新たな地域精神保健医療体制のあり方について

### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害福祉計画に基づき、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することが適当。

入院医療中心

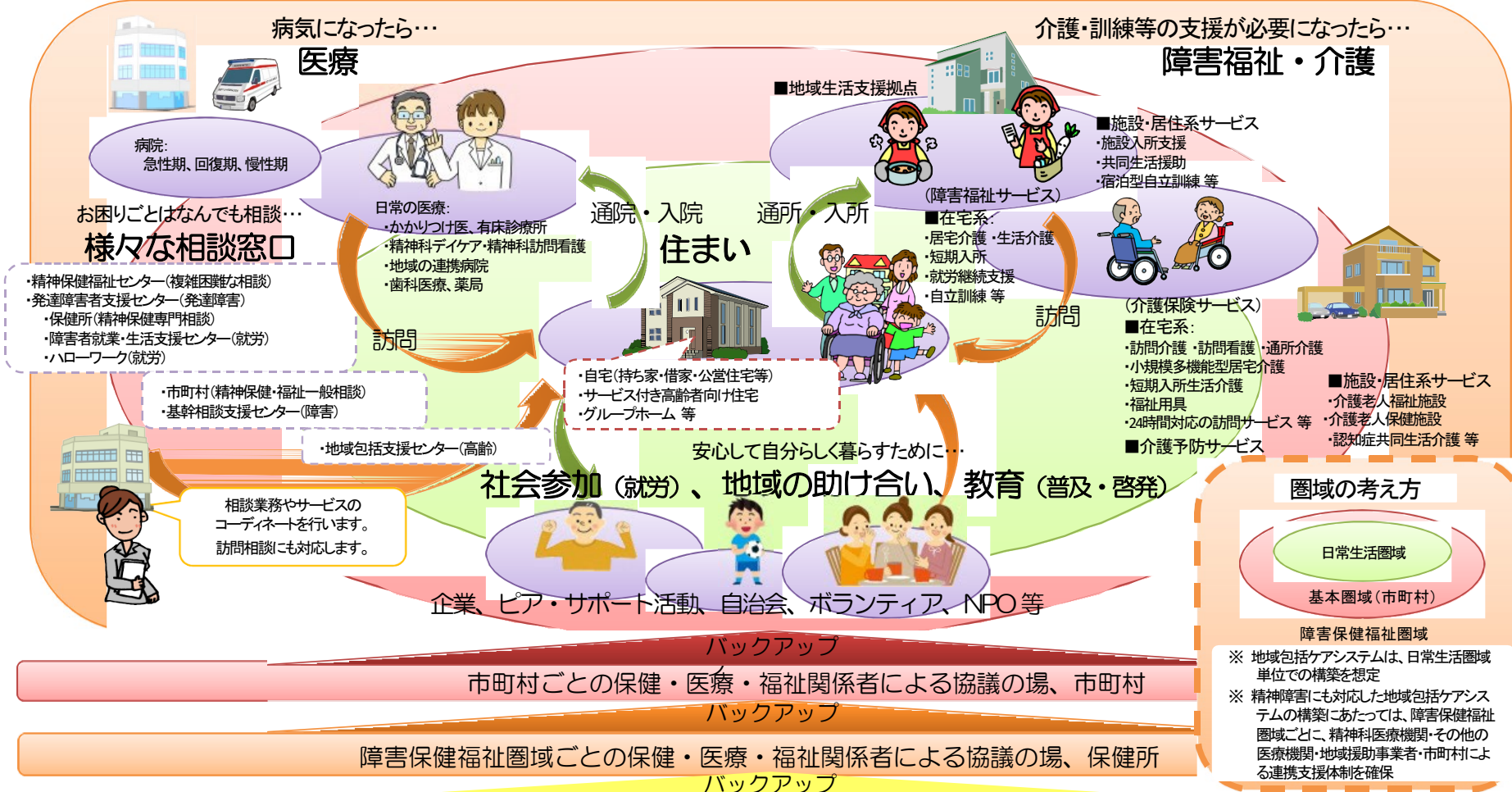


地域生活中心

※その中心は「住まい」

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

# **精神障害者の住まい支援の現状 ②**

## **家主・不動産会社の意識調査**

# 家主・不動産会社の意識調査

## 国土交通省住宅局

- 住宅確保要配慮者の入居に対する大家の拒否感
  - 障害者約7割
  - 高齢者約6割
  - 外国人約6割

国土交通省住宅局(2015)「新たな住宅セーフティネットの構築に向けた論点整理 参考資料」

## 公益社団法人愛知共同住宅協会

- 「受け入れに躊躇する居住者」の最上位に精神障害者
- 家主が精神障害者の入居に不安を抱く点
  - ・近隣・他者とのトラブル
  - ・その他のトラブル

岡本 祥浩(2013)「家主による居住支援の意義と役割に関する考察:愛知県見守り大家さん調査を通して」総合政策フォーラム



## 千葉県北西部の不動産会社アンケート調査

- アンケートに回答した324 社のうち、実際に精神障害者に物件の仲介をした経験がない不動産会社68.2%。
- 仲介した経験がある不動産会社の72.9%が精神障害者に対する物件の仲介に際して何らかの「難しさ・問題」があると回答。
- 「難しさ・問題」の具体的内容(複数回答)
  - ・火災・ガス漏れ等の緊急時が心配 71.5%
  - ・近隣の住民の理解を得るのが難しい 60.6%
- あると良い支援策(複数回答)
  - ・入居後の生活面に関する相談先の確保 72.8%
  - ・夜間等の緊急 連絡先の確保 65.9%
  - ・ホームヘルパー等による生活面の支援 62.3%

箕輪 裕子 橋本 彼路子(2012)「精神障がい者のための民間賃貸住宅の供給促進に関する研究」日本建築学会大会学術講演梗概集

## 宮崎県延岡地域の不動産会社アンケート調査

- 回答した83社のうち実際に精神障害者に物件の仲介をした経験がない不動産会社が70.1%
- 物件を紹介した際の不安感が94.1%
- 物件を紹介した際の不安感の具体内容
  - ・近所づきあいのこと
  - ・経済的なこと
- 精神障害者に住宅を紹介する際に必要な条件
  - ・保証人がいること
  - ・経済的な心配がないこと
  - ・病院の紹介であること
  - ・病状が気にならない

黒須 依子(2008)「精神障害者の住まいの確保における支援方法 —延岡地域の不動産業者に対するアンケート調査結果による考察—」九州保健福祉大学研究紀要

## 新潟県村上・新発田地区の不動産会社アンケート調査

○精神障害者に賃貸住宅を仲介した実績なしと回答した不動産会社 79.6%

○精神障害者に民間賃貸住宅を仲介するうえで心配なこと

- ・火災、水漏れ等の事故
- ・近隣、近所とのトラブル
- ・緊急時等に必要な連絡ができるか
- ・けがや死亡の際の安否確認をする人がいるか
- ・困った時に協力してくれる支援者がいるか
- ・家賃が安定して入ってくるか
- ・保証人になる人がいるか

清野 美佐緒 萩原 直美 森脇 千恵美「『精神障害者の住まいの確保に関する調査』から見た地域移行・地域定着支援に関する課題」

# 福岡県北九州市と周辺地域の不動産会社アンケート調査

○精神障害者への住宅仲介経験がない不動産会社78.4%

○精神障害者への住宅仲介の抵抗感

ある27.8%・どちらともいえない44.8%・ない27%

○抵抗があると回答した理由

- ・家主の意向を聞いていたから
- ・病気の性質上面倒だから
- ・他から面倒な事例を聞いていたから

○どのような条件が整えば受け入れ環境が広がると思うか

- ・サポートできる家族がいる
- ・困ったときの連絡先が確保できている
- ・福祉事務所・保健所などの行政の支援がある
- ・本人の収入の安定
- ・医療の積極的支援がある

河野 健児(2007)賃貸住宅仲介業者の精神障がい者の受け入れ等に関する理解度--  
アンケート調査からの考察 精神保健福祉

# 家主・不動産会社の意識調査のまとめ

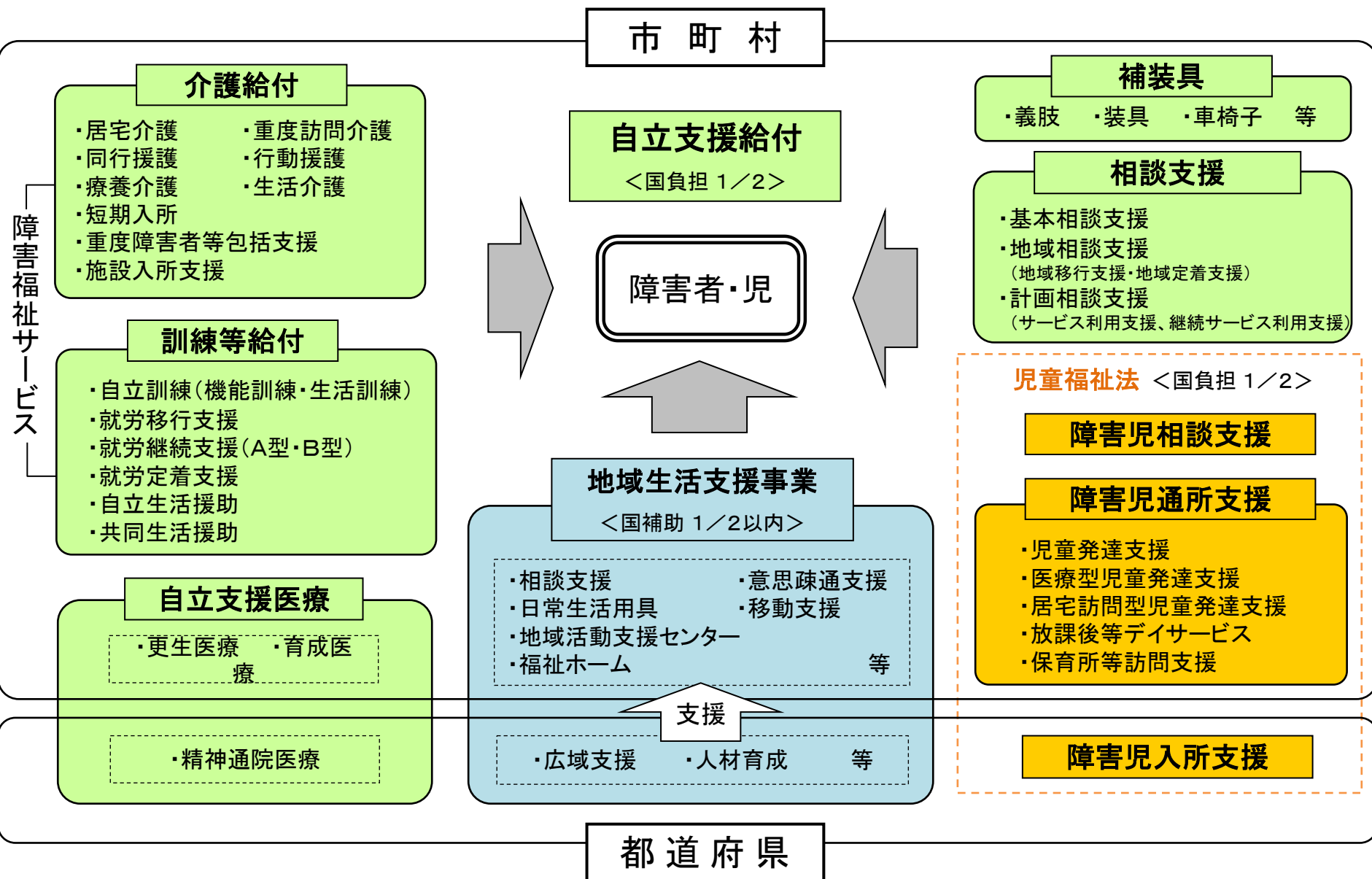
- 行政の支援
- 障害福祉サービスによる対応
  - ・支援者の対応
  - ・生活面の相談
  - ・安否確認
  - ・家事等生活支援
  - ・緊急連絡先の確保
  - ・近隣等トラブル
- 経済的な支援
  - ・家賃の支払
  - ・保証人の確保
- 精神科医療による支援
  - ・医療とのつながり
  - ・本人の病状
- 家主・不動産会社の理解
  - ・病気の性質上面倒
  - ・他からの面倒な事例を伝聞
  - ・家主の意向
- 火災等事故の心配

# **精神障害者の住まい支援の現状 ③**

## **障害者総合支援法のサービス等の支援**

厚生労働省行政説明資料と元に作成

# 障害者総合支援法等における給付・事業



# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	者 児	189,287	20,815
	重度訪問介護	者	11,570	7,386
	同行援護	者 児	23,998	5,656
	行動援護	者 児	10,997	1,841
	重度障害者等包括支援	者 児	34	10
日中活動系 施設系	短期入所	者 児	41,633	4,646
	療養介護	者	21,003	258
	生活介護	者	294,388	11,714
施設入所支援	者	125,967	2,579	
居住支援系	自立生活援助	者	1,097	260
	共同生活援助	者	146,181	10,461
訓練等給付 訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	者	2,086	174
	自立訓練（生活訓練）	者	13,388	1,213
	就労移行支援	者	36,029	3,010
	就労継続支援（A型）	者	77,566	3,965
	就労継続支援（B型）	者	291,376	14,172
	就労定着支援	者	13,223	1,362

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和3年5月サービス提供分（国保連データ）



# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	116,858	8,298
		<b>医療型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,598	86
		<b>放課後等デイサービス</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	269,284	16,718
		<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	213	78
訪問系	障害児	<b>保育所等訪問支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	8,723	984
		<b>福祉型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,303	177
入所系	障害児	<b>医療型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,693	191
		<b>計画相談支援</b> <span style="color: red;">者</span> <span style="color: blue;">児</span> 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> </ul> 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>	199,312	9,181
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>障害児相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul> 【継続障害児支援利用援助】	67,412	5,498
		<b>地域移行支援</b> <span style="color: red;">者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	510	289
		<b>地域定着支援</b> <span style="color: red;">者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,966	554

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和 3年 5月サービス提供分（国保連データ）

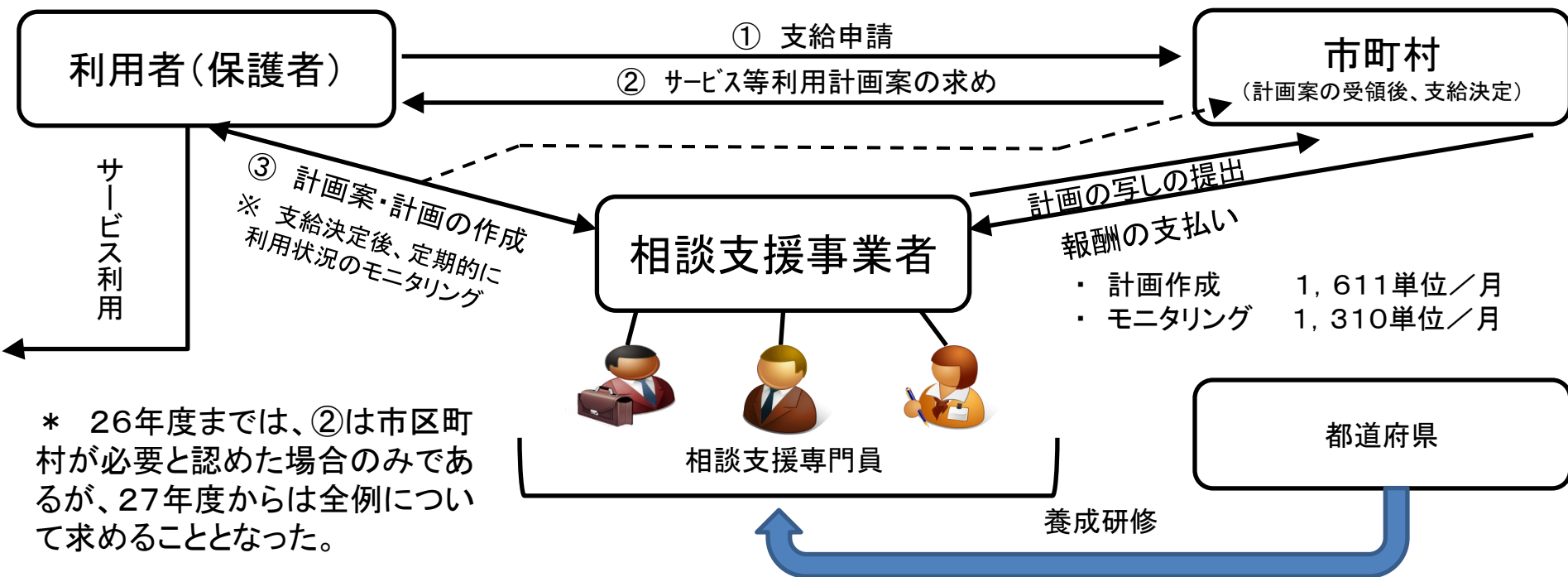
# 計画相談支援のしくみ

○ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

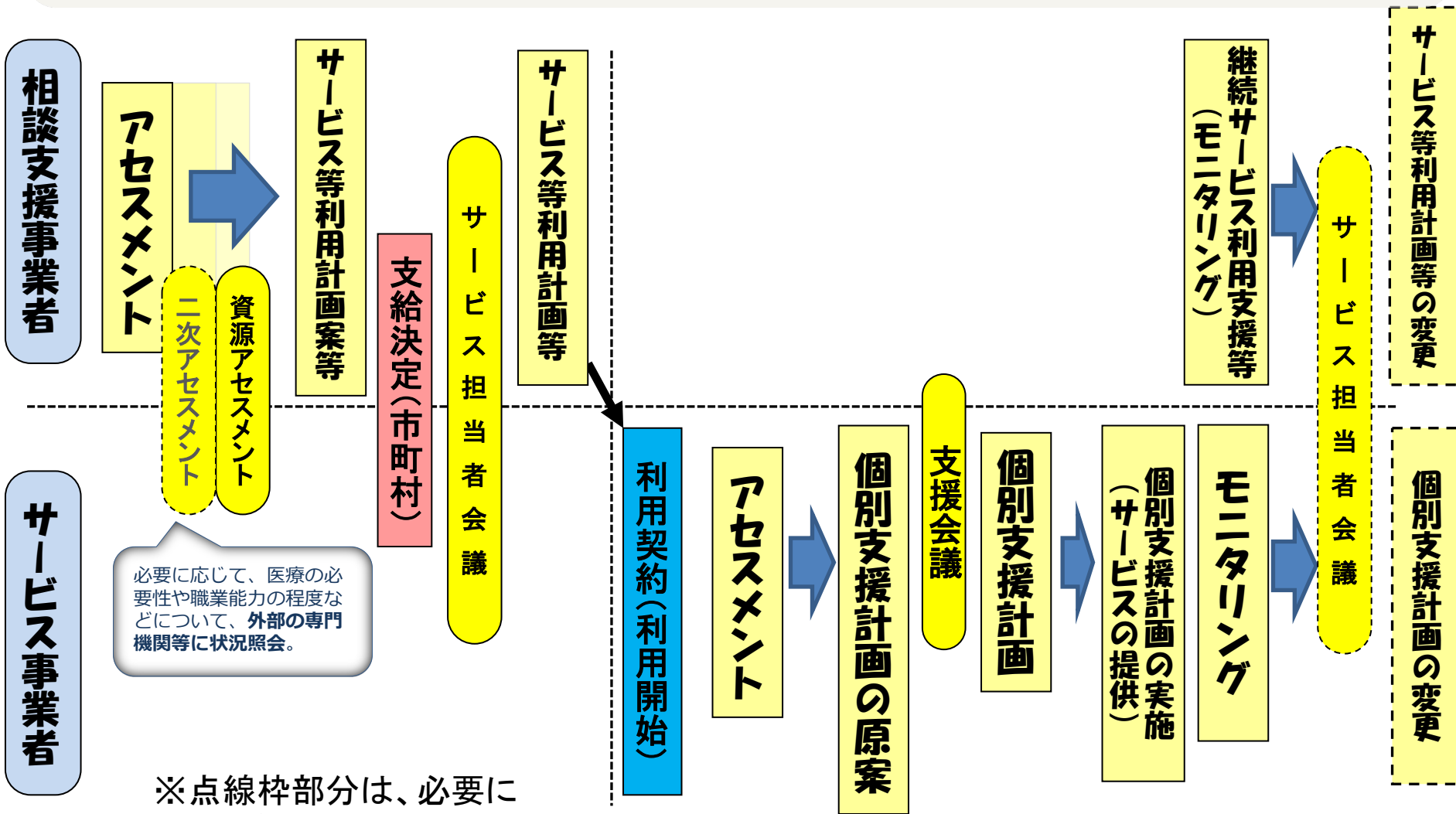
※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）により、平成27年3月までは経過措置として、市町村が必要と認めた場合に計画を作成することとされていたが、平成27年4月より、全例について計画が必要となった。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

## (利用プロセスのイメージ)



# 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係



# 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

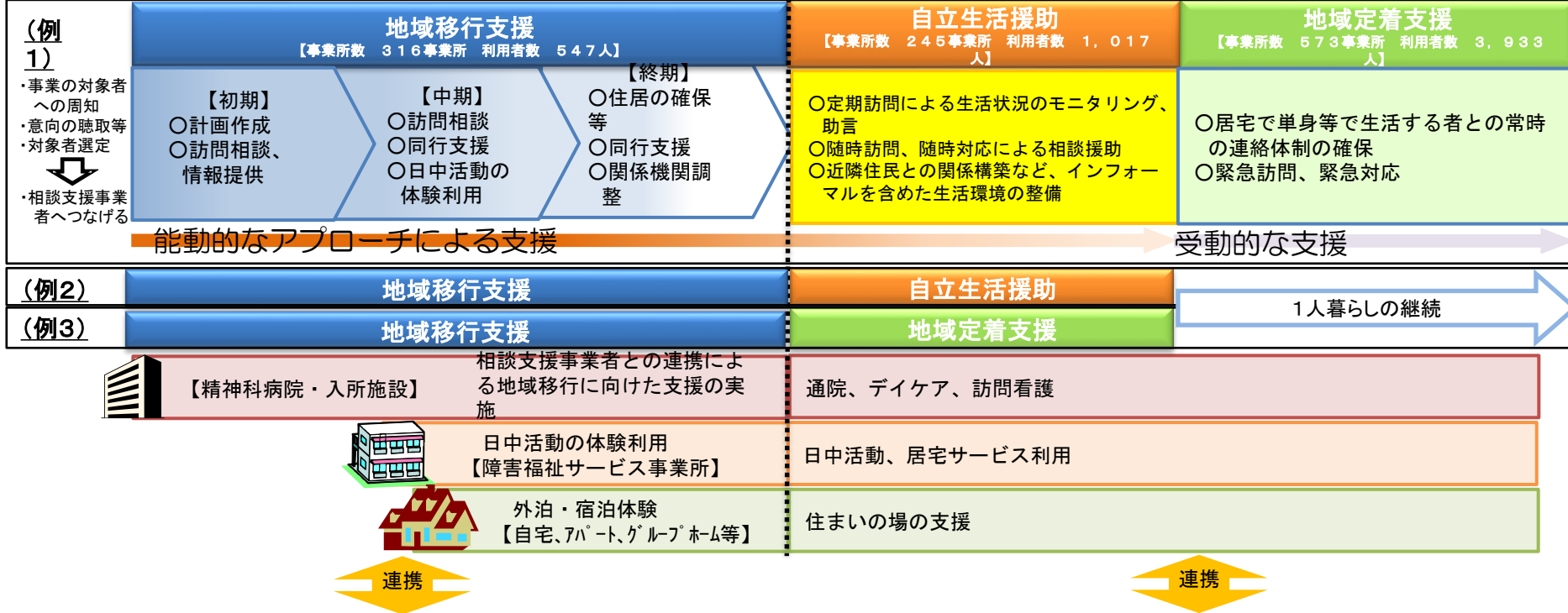
## 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和3年3月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

# 自立生活援助

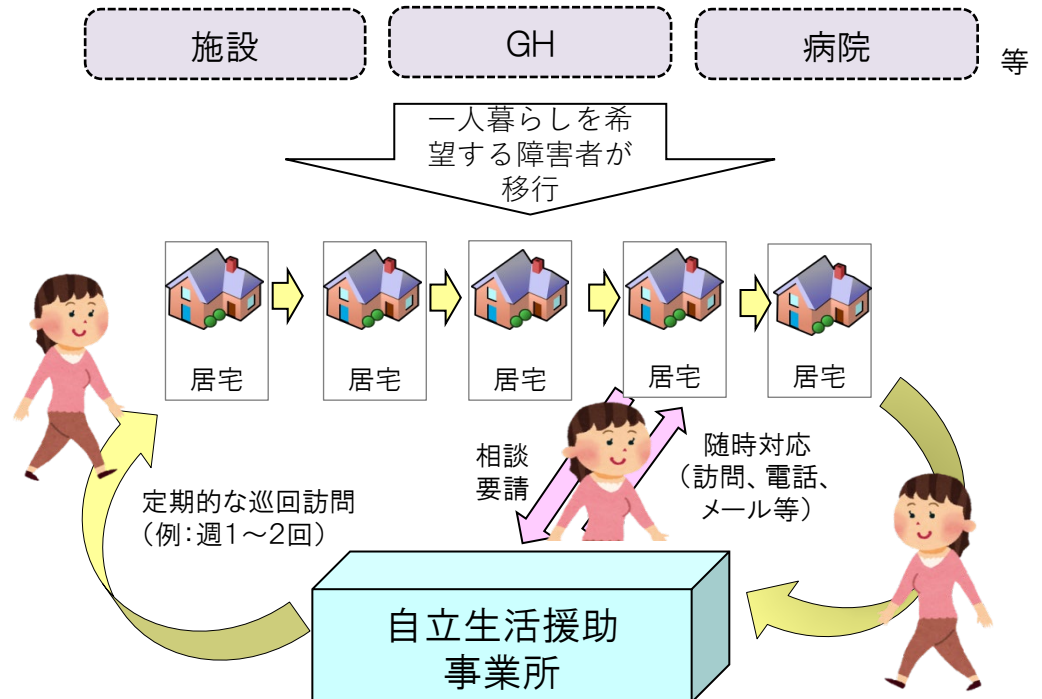
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する(「自立生活援助」)。

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



# 自立生活援助の整備の促進

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

## 人員基準の緩和

- 自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

## 支給決定に係る運用の見直し

- 標準利用期間（1年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

## 報酬の見直し（主なもの）

### ● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

#### 【見直し後】

障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから1年以内の者  
又は 同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から1年以内の者

(参考)基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費(Ⅰ)	1,558単位/月	1,090単位/月
自立生活援助サービス費(Ⅱ)	1,166単位/月	817単位/月

### ● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

#### 【現行】同行支援加算

(同行支援の回数にかかわらず) 500単位/月



#### 【見直し後】同行支援加算

(月2回まで) 500単位/月 (月3回) 750単位/月 (月4回以上) 1,000単位/月

### ● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

#### 【新設】

- イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合+50単位/日  
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。
- ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位/日  
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

### ● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

#### 【新設】居住支援連携体制加算

35単位/月（体制加算）

- ・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

#### 【新設】地域居住支援体制強化推進加算

500単位/回（月1回を限度）

- ・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。



# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

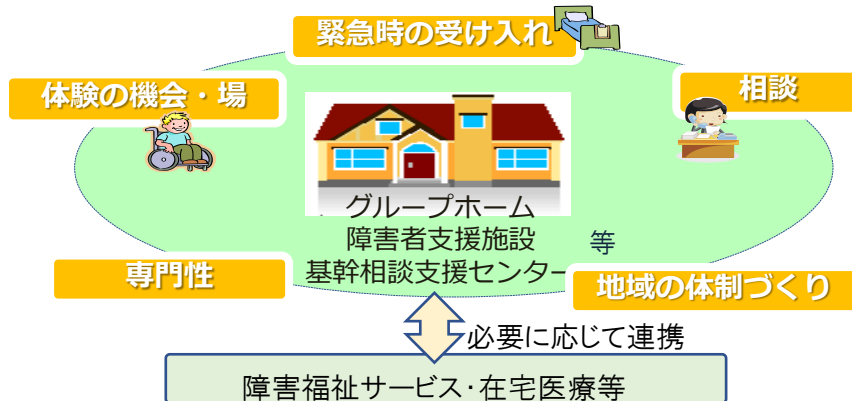
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

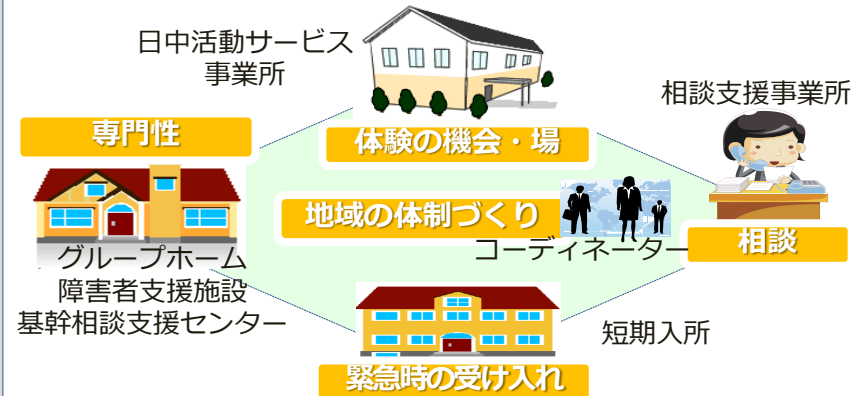
市町村（圏域）

① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例（優良事例）の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

# 市町村の(自立支援)協議会について

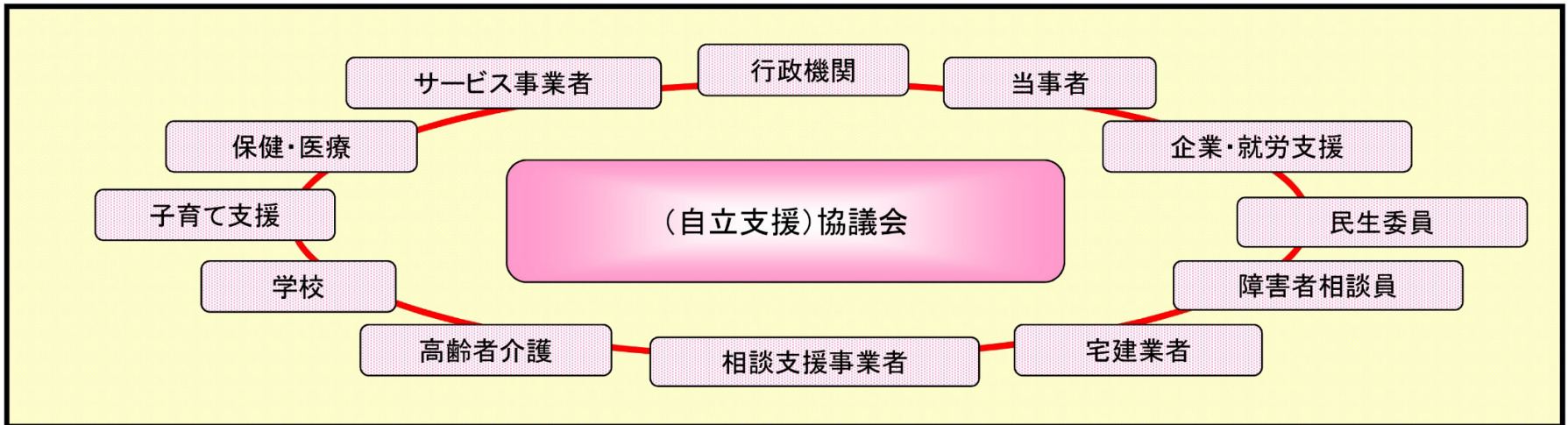
参考資料3

- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 具体的には、
  - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価
  - ・ 相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等における、個別事例の支援のあり方についての協議
  - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の検討
  - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化

等の取組を地域の実情に応じて進めていく必要がある旨や、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化を図る必要がある旨が、通知により明確化されている。

※ （自立支援）協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意することとなっている。

## 【(自立支援)協議会を構成する関係者】





# 法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人，配偶者，	四親等内の親族，検察官，	市町村長など（注1）
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	（注2）	民法13条1項所定の行為（注3）（注4）（注5）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（注1）（注3）（注5）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為（注2）	同上（注3）（注4）（注5）	同上（注3）（注5）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」（注1）	同左（注1）

（注1） 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

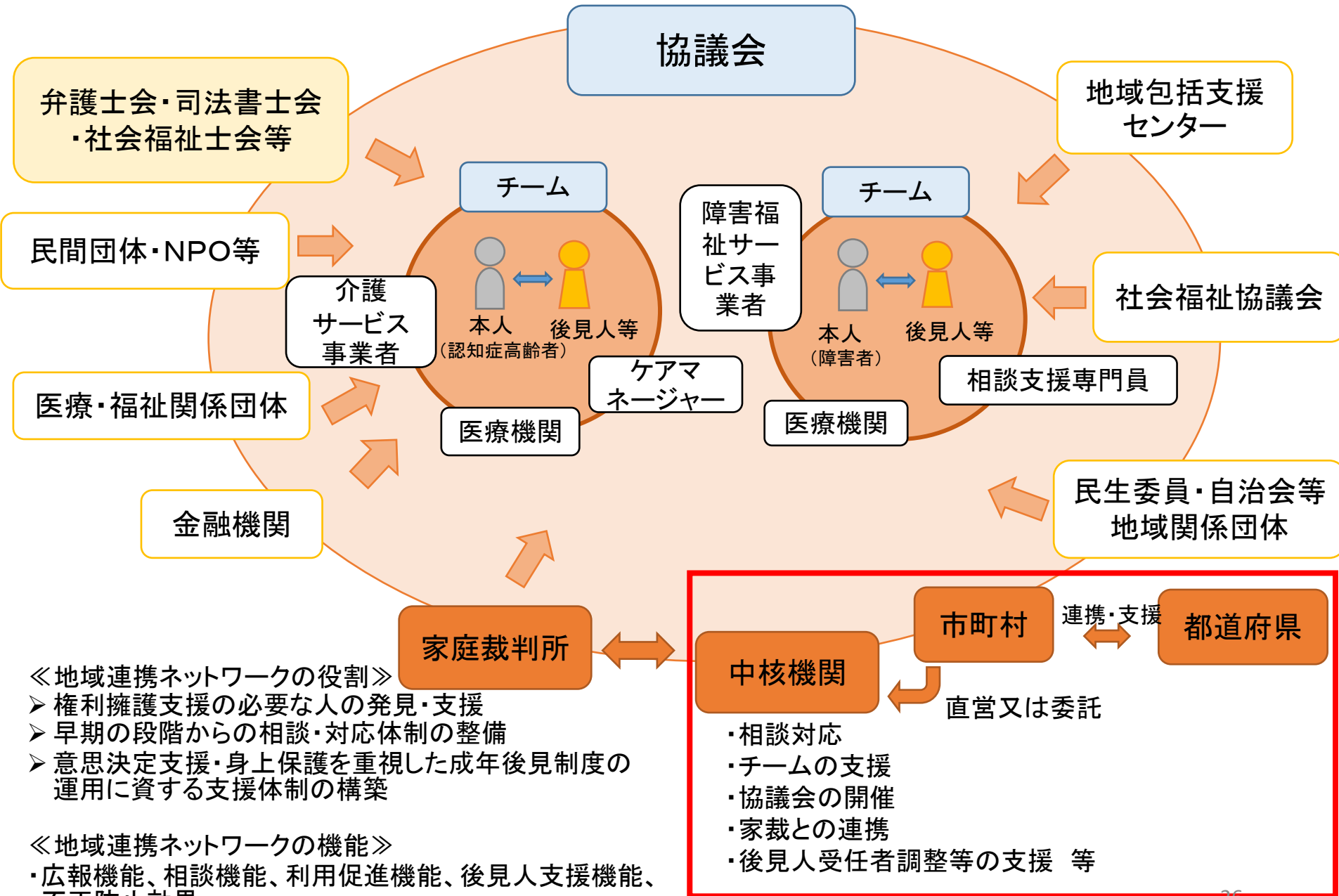
（注2） 成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます。）をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

（注3） 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注4） 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注5） 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

# 地域連携ネットワーク（成年後見制度利用促進基本計画）



## 《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## 《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

## 中核機関

- ・相談対応
- ・チームの支援
- ・協議会の開催
- ・家裁との連携
- ・後見人受任者調整等の支援 等

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要

	日常生活自立支援事業	補助・補佐・成年後見制度（法定後見）
所管庁	厚生労働省	法務省
対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	<p>精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者 (判断能力が一定程度あるが十分でないことにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者)</p>	<p>精神上の障害により事理弁識する能力</p> <div style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</div> <p>能力が不十分な者 = 補助 能力が著しく不十分な者 = 保佐 能力を欠く常況に在る者 = 後見</p>
担い手・機関	<p style="text-align: center;">都道府県・指定都市社会福祉協議会 事業の一部委託先として基幹的社会福祉協議会等(法人) 法人の履行補助者として専門員、生活支援員</p>	<p style="text-align: center;">補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等及び法人) ※複数可</p>
手 続	<p style="text-align: center;">社会福祉協議会に相談・申込 (本人、関係者・機関、家族等) 本人と社会福祉協議会との契約</p>	<p style="text-align: center;">家庭裁判所に申立 (本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定)等) ※ 本人の同意：補助=必要 保佐・後見=不要 家庭裁判所による成年後見人等の選任</p>
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	<p style="text-align: center;">「契約締結判定ガイドライン」により確認 困難な場合、契約締結審査会で審査</p>	<p style="text-align: center;">医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出</p>

	日常生活自立支援事業	補助・補佐・成年後見制度（法定後見）
<p>援助（保護）の方法・種類</p>	<p>〔方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人と社会福祉協議会による援助内容の決定</li> </ul> <p>〔種類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉サービスの情報提供、助言など相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助による福祉サービスの利用契約手続き援助</li> </ul> </li> <li>○ 日常的金銭管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行</li> <li>・ 福祉サービス利用料支払いの便宜の供与</li> </ul> </li> <li>○ 書類等の預かり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える</li> </ul> </li> </ul>	<p>〔方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭裁判所による援助（保護）内容の決定</li> </ul> <p>〔種類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財産管理・身上監護に関する法律行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産管理処分、遺産分割協議、介護保険サービス契約、身上監護等に関する法律行為</li> </ul> </li> <li>・ 同意権・取消権 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助は家裁が定める「特定の法律行為」</li> <li>保佐は民法第12条第1項各号所定の行為</li> <li>成年後見は日常生活に関する行為以外の行為</li> </ul> </li> <li>・ 代理権 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める「特定の法律行為」</li> <li>成年後見は、財産に関するすべての法律行為</li> </ul> </li> </ul>
<p>費用</p>	<p>社会福祉事業として</p> <p>契約締結までの費用は公費補助</p> <p>契約後の援助は利用者負担</p>	<p>全て本人の財産から支弁</p> <p>申し立ての手續費用、登記の手續費用</p> <p>後見の事務に関する費用</p> <p>成年後見人、監督人に対する報酬費用 等</p>
<p>費用の減免 又は助成</p>	<p>生活保護利用者は公費補助</p> <p>※自治体独自で減免している場合あり</p>	<p>成年後見制度利用支援事業（地域支援事業のメニュー）</p> <p>リーガルサポート（司法書士会）による成年後見助成基金</p>

# 家主・不動産会社の意識調査で挙げられた課題と対応方策

○行政の支援		市町村障害福祉課、保健センター、都道府県保健所
○障害福祉サービスによる対応		
	支援者の対応	相談支援、地域定着支援、自立生活援助
	生活面の相談	相談支援、地域定着支援、自立生活援助
	安否確認	地域定着支援、自立生活援助、ホームヘルパー
	家事等生活支援	自立生活援助、ホームヘルパー
	緊急連絡先の確保	相談支援、地域定着支援、自立生活援助、地域生活支援拠点
	近隣等トラブル	相談支援、地域定着支援、自立生活援助
○経済的な支援		
	家賃の支払	障害基礎年金、生活保護、日常生活自立支援事業(社協)、成年後見人
	保証人の確保	保証会社等
○精神科医療による支援		
	医療とのつながり	精神科医療機関、訪問看護
	本人の病状	精神科医療機関、訪問看護、薬局
○家主・不動産会社の理解		
	病気の性質上面倒	家主、不動産会社
	他からの面倒な事例を伝聞	家主、不動産会社
	家主の意向	家主、不動産会社
○火災等事故の心配		消防署、警察(障害の有無に関わらず同じ)

# 精神障害者の住まい支援の課題 障害者差別解消法に基づく対応

内閣府行政説明資料と元に作成

# 対象となる分野

○日常生活及び社会生活全般に係る分野が幅広く対象となる

⇒行政、教育、公共交通、医療・福祉、サービス(買物、飲食店等)、災害時なども全て対象になる

※ただし、雇用分野については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている

○主務大臣制により、原則として、各事業分野はそれぞれの所管省庁(主務大臣)が所掌する

# 障害者差別解消法で求められること

## ○「不当な差別的取扱い」の禁止

（行政機関、民間事業者ともに義務）

## ○「合理的配慮」の提供

（行政機関は義務、民間事業者も法改正で義務に）

※東京都は、条例により平成30年から義務

※各行政機関は、その公共性に鑑み、障害者差別の解消に率先して取り組む主体として、いずれも義務となっている



# 「不当な差別的取扱い」とは

○障害者に対して、**正当な理由がなく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を**

- **拒否する**

(例：障害者からの問合せ対応そのものを拒否)

- **場所や時間帯等を制限する**

(例：特定の日程に限定して問合せに対応)

- **障害のない人にはつけない条件をつける**

(例：介助者がいる場合に限り問合せに対応)

などにより、**障害者の権利利益を侵害することが禁止される**



しょうがいしゃむ ぶっけん  
障害者向け物件はないと  
い たいおう  
言って対応しない。

内閣府 差別解消法リーフレット「不当な差別的取扱いの具体例」より

# 「合理的配慮の提供」とは

- 障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、「過重な負担」がない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的な配慮(「合理的配慮」)を行うことが求められる

## ※社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

# 「合理的配慮」の具体例

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの**物理的環境への配慮**
- 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの**意思疎通の配慮**
- 障害の特性に応じた休憩時間の調整などの**ルール・慣行の柔軟な変更 等**

# 「精神障害者の住まい支援その現状と課題」 まとめ

- ・精神障害者の地域生活の中心は「住まい」の確保
- ・家主・不動産会社の意識調査の課題は、障害者総合支援法等によるサービス等の利用で対応可能なものが多い
- ・家主、不動産会社に留まらず、広く住民に対して差別や偏見を乗り越える意識啓発が必要
- ・特に、家主・不動産会社は「事業者」に当たるため、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務を遵守することが必要